

## いじめの把握と初期対応

### いじめの把握（情報のキャッチ）

- 当該児童生徒からの訴え ●周囲の児童生徒からの訴え
- いじめが疑われる言動を担任が目撃 ●保護者からの訴え
- 校内の教職員やスクールカウンセラーから報告 ●面談時の様子からの気づき
- アンケートから発見 ●日記や生活ノート等から発見



### 管理職への報告

管理職へ第一報を入れる。管理職不在の場合は、いじめ対策委員会の教員に速やかに報告する。

【事案把握後即時】チェック



### いじめ対策委員会開催（第1回）

委員会を開催し、情報を共有し、今後の対応を決める。必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家を活用する。

【事案把握後即時】チェック



### 事実関係の把握

- ①事実を正確に聴き取り把握する。
- ②事実確認は、被害、加害、関係する児童生徒に対し、原則として個別に同時進行で速やかに行う。
- ③聴き取った情報を一元化し、背景、児童生徒の心理等いじめの全体像を把握する。
- ④被害児童生徒や保護者が、加害児童生徒への聴き取りを拒んでいる場合には、被害児童生徒と保護者の意向を確認した上で、周囲の児童生徒への聴き取りやアンケートの実施等、学校がその時点で行うことが可能な対応を具体的に示し、被害児童生徒と保護者の理解を得る。
- ⑤被害児童生徒の安全と安心を守るとともに、児童生徒の状況に即した対応ができるよう、日々の見守りを強化し、不測の事態に備え学校組織として体制を整える。

【第1回委員会開催後3日以内】チェック



### 保護者との連携

- ①学校が把握したいじめの状況や学校の対応を被害側の保護者に伝える。
- ②学校や家庭での様子について被害側の保護者と情報交換する。

【事実関係の把握後3日以内】チェック



### いじめ対策委員会開催（第2回）

第2回委員会を開催し、聴き取った事実関係の情報等を共有した上で、いじめとして認知する。

【聴き取り等終了後即時】チェック



いじめとして認知した場合の対応方針の周知

- ①被害児童生徒の安全を最優先し、徹底して守る具体策について確認する。
- ②いつ、だれが、どのように対応するかを決定し、全教職員に周知し、共通理解を図る。

【第2回委員会開催後即時】チェック



保護者との連携	教育委員会との連携	専門家との連携	関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の対応については、随時伝える。</li> <li>・児童生徒の学校と家庭の様子について、継続的に情報共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導主事要請</li> <li>・対応協議</li> </ul>	<p>必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家を活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察</li> <li>・児童相談所等</li> </ul>

○上記のフローチャートを参考に、各学校で定める「いじめ防止基本方針」に沿って対応する。

○表記の期限は原則であり、関係生徒や保護者の状況等を考慮して対応する。